

## 賠償並びに戦後処理の一環としてなされた経済協力及び支払い等

- ・賠償額は、  
10億1,208万ドル(3,643億4,880万円)(以下1.)
- ・上記 . にいわゆる中間賠償及び我が国が放棄した在外財産を加えると、  
247億3,832万8,997ドル(7,440億1,295万8,839円)(以下1.~3.の合計)
- ・上記 . に賠償に代わる経済協力等(借款を除く。)を加えると、  
254億4,372万2,619ドル(9,979億5,466万4,219円)(以下1.~4.の合計)
- ・上記 . に捕虜に対する償い及び私的請求権問題等の解決のための支払いを加えると、  
254億8,017万4,005ドル(1兆110億7,716万3,465円)(以下1.~5.の合計)
- ・上記 . にいわゆる戦前債務の支払いを加えると、  
254億8,204万8,268ドル(1兆117億5,189万8,145円)(以下1.~6.の合計)
- ・上記 . に戦後処理の一環として締結された取極等に基づく借款を加えると、  
264億2,864万8,268ドル(1兆3,525億2,789万8,145円)(以下1.~7.の合計)

### 1. 賠償(計10億1,208万ドル:3,643億4,880万円)

#### (1) サンフランシスコ平和条約第14条(a)1に基づくもの

フィリピン (賠償協定: 1956年7月発効)	5億5,000万	ドル(1,980億	円)
ベトナム (賠償協定: 1960年1月発効)	3,900万	ドル(140億4,000万	円)
小計	5億8,900万	ドル(2,120億4,000万	円)

#### (2) 個別の平和条約に基づくもの

ビルマ (賠償・経済協力協定: 1955年4月発効)	2億	ドル(720億	円)
インドネシア(賠償協定: 1958年4月発効)	2億2,308万	ドル(803億880万	円)
小計	4億2,308万	ドル(1,523億880万	円)

2. 中間賠償 (計 4,524万8,997ドル: 1億6,515万8,839円) (注1)

3. 在外財産の放棄 (計 236億8,100万ドル: 3,794億9,900万円) (注2) (サンフランシスコ平和条約第14条(a)2に基づくもの)

4. 戦後処理の一環として締結された経済技術協力協定等に基づく経済協力等 (計 7億539万3,622.41ドル: 2,539億4,170万5,380円)

(1) 賠償請求権を放棄した国に対して行われた経済協力

ラオス (経済技術協力協定: 1959年1月発効)	277万7,777ドル	(10億 円)
カンボジア (経済技術協力協定: 1959年7月発効)	416万6,666ドル	(15億 円)
マレーシア (マレーシアとの協定: 1968年5月発効)	816万6,675ドル	(29億4,000万3,000円)
シンガポール (シンガポールとの協定: 1968年5月発効)	816万6,675ドル	(29億4,000万3,000円)
小計	2,327万7,793ドル	(83億8,000万6,000円)

(2) 分離地域に対する経済協力等

韓国 (請求権・経済協力協定: 1965年12月発効)	3億	ドル	(1,080億 円)
ミクロネシア (米国とのミクロネシア協定: 1969年7月発効)	500万	ドル	(18億 円)
小計	3億 500万	ドル	(1,098億 円)

(3) その他各国に対する経済協力等

タイ (特別円問題解決協定: 1955年8月発効)	1,500万	ドル	(54億 円)
(特別円問題解決協定のある規定に代わる協定: 1962年5月発効)	2,666万6,666	ドル	(96億 円)
フランス (インドシナ銀行名義諸勘定の解決に関する議定書 : 1957年3月発効)	416万6,666 47万9,651	ドル	(15億 円) (1億7,267万4,360円)
インドネシア (旧清算勘定その他の諸勘定の残高請求権処理に関する議定書 (注3) : 1958年4月発効)	1億7,691万3,958.41	ドル	(636億8,902万5,020円)
ビルマ (経済技術協力協定: 1963年10月発効)	1億4,000万	ドル	(504億 円)
モンゴル (経済協力協定: 1977年8月発効)	1,388万8,888	ドル	(50億 円)
小計	3億7,711万5,829.41	ドル	(1,357億6,169万9,380円)

5. 捕虜に対する償い (計 1,261万4,125ドル: 45億4,108万5,000円) (サンフランシスコ平和条約第16条に基づくもの)

赤十字国際委員会 (受益国側代表 (英国) との交換公文: 1955年5月)	450万	ポンド	(45億4,108万5,000円)
	(1,261万4,125ドル)		

**6. 私的請求権問題等の解決のための支払い(計2,383万7,261ドル:85億8,141万4,246円)****(1) 連合国に対する支払い**

オランダ(私的請求権問題解決に関する議定書:1956年6月発効)	1,000万	ドル	36億	円)
(オプテンノール号問題解決に関する取極:1979年3月発効)	27万7,777	ドル	1億	円)
小計	1,027万7,777	ドル	37億	円)

**(2) 旧枢軸国に対する支払い**

イタリア(請求権解決に関する取極:1972年7月発効)	120万	ドル	4億3,200万	円)
小計	120万	ドル	4億3,200万	円)

**(3) その他各国に対する支払い**

スイス(請求権解決に関する取極:1955年3月発効)	1,225万	スイフラン	10億2,924万5,000	円)
	(285万9,014)	ドル		
(同取極第2条:在スイス日本財産の処理)	242万6,693	スイフラン	2億389万746	円)
	(56万6,363)	ドル		
スペイン(請求権解決に関する取極:1957年1月発効)	550万	ドル	19億8,000万	円)
スウェーデン(請求権解決に関する取極:1958年5月発効)	725万	スウェーデン・クラウ	5億452万7,500	円)
	(140万1,465)	ドル		
デンマーク				
(グレート・ノーザン・テレグラフ株式会社の請求権解決取極:1955年9月発効)	30万	ポンド	3億273万9,000	円)
	(84万942)	ドル		
(請求権解決に関する取極:1959年5月発効)	117万5,000	ドル	4億2,300万	円)
オーストリア(請求権解決に関する取極:1966年11月発効)	1万6,700	ドル	601万2,000	円)
小計	1,235万9,484	ドル	44億4,941万4,246	円)

**7. 戦前債務の支払い(計187万4,263ドル:6億7,473万4,680円)** サンフランシスコ平和条約第18条又は個別の平和条約に基づくもの

イギリス(請求権解決に関する取極:1960年10月発効)	50万	ポンド	5億400万	円)
	(140万)	ドル		
カナダ(請求権解決に関する取極:1961年9月発効)	1万7,500	ドル	630万	円)
インド(請求権解決に関する取極:1963年12月発効)	2万5,000	ドル	900万	円)
ギリシャ(請求権解決に関する取極:1966年9月発効)	16万1,763	ドル	5,823万4,680	円)
アルゼンチン(請求権解決に関する取極:1977年6月発効)	27万	ドル	9,720万	円)
小計	187万4,263	ドル	6億7,473万4,680	円)

8. 戦後処理の一環として締結された経済開発借款取極等に基づく借款（計9億4,660万ドル：3,407億7,600万円）

ビルマ	（賠償・経済協力協定：1955年4月発効）	5,000万	ドル	（180億	円）
	（経済開発借款取極：1963年10月発効）	3,000万	ドル	（108億	円）
フィリピン	（経済開発借款取極：1956年7月発効）	2億5,000万	ドル	（900億	円）
インドネシア	（経済開発借款取極：1958年4月発効）	4億	ドル	（1,440億	円）
ベトナム	（借款協定：1960年1月発効）	750万	ドル	（27億	円）
	（経済開発借款取極：1960年1月発効）	910万	ドル	（32億7,600万	円）
韓国	（請求権・経済協力協定：1965年12月発効）	2億	ドル	（720億	円）
	小計	9億4,660万	ドル	（3,407億7,600万	円）

（注1）1939年の評価額。1ドル=3.65円。岡野鑑記「日本賠償論」東洋経済新報社、1958年。

（注2）1945年8月15日時点。GHQ覚書に基づき外務・大蔵両省の共管で設置された在外資産調査会の評価による。

（注3）日本の債権放棄。

（注4）下線（    ）を付した金額は協定等における約束額。

（注5）換算レートは、1ドル=360円（上記（注1）を除く。）、1955年の1ポンド=1,009.13円、1960年の1ポンド=1,008円、1955年の1スイ・フラン=84.02円、1958年の1スウェーデン・クラウン=69.59円。ポンド、スイ・フラン、スウェーデン・クラウンの各レートは、大蔵大臣裁定相場による。

（了）